



第26回体協活推発第42号

平成26年8月6日

都道府県体育（スポーツ）協会 事務局長 殿
指導者育成事業実施団体 事務局長 殿

公益財団法人 日本体育協会
事務局長 川島 雄



公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度の改定並びに
公認スポーツ指導者処分基準の制定について

平素より本会公認スポーツ指導者育成事業に対し、ご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、去る7月23日開催の第3回本会理事会において、公認スポーツ指導者制度の改定とともに公認スポーツ指導者処分基準を制定いたしましたので、別添資料のとおりご通知いたします。

本件は、平成26年3月12日付で改定・施行した「公益財団法人日本体育協会倫理規程」において、本会に関わる全ての関係者の責務と遵守事項が明確化され、違反者に対する処分は、当該者に適用する規程等を所掌する委員会の決議により相当の処分を課すことになったことを受け、加盟団体の意見を聴取した上で公認スポーツ指導者育成事業を所管する指導者育成専門委員会が制定したものです。

このたびの制度改定では、本会倫理規程に違反したと認められた指導者に対して処分を行うことを明記し、その処分内容は新たに制定された公認スポーツ指導者処分基準に基づき決定することといたしました。

スポーツの価値を貶める倫理に反する行為の根絶は、本会をはじめスポーツ団体及び組織としての責務です。

各団体におかれましても、スポーツの健全性や高潔性が社会から求められていることをご認識いただき、各団体における体制や制度を充実するとともに、事案発生の際は迅速かつ適切にご対応くださいますよう、ご協力方よろしくお願いたします。

<資料>

- ・ 倫理規程（抜粋）
- ・ 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度
- ・ 日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準
- ・ 日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準別紙

【お問合せ先】
公益財団法人 日本体育協会
スポーツ指導者育成部
〒150-8050 渋谷区神南 1-1-1
TEL03-3481-2482 FAX03-3481-2284